ハ　「取得対価の額」の項には、当初取得等上場株式等又は分割等上場株式等の取得対価の額（法第37条の14の２第５項第２号ロ⑴に規定する取得対価の額をいい、分割等上場株式等にあつては当該分割等上場株式等の取得の基因となつた当初取得等上場株式等に係る同号ロ⑴に規定する取得対価の額とする。）を記載すること。

⑸　「その年中に払出しのあつた上場株式等」の欄には、次のように記載すること。

イ　「事由」の項には、その未成年者口座内上場株式等の未成年者口座に係る非課税管理勘定からの払出しの事由について、その払出しの事由の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定めるように記載すること。

⑴　法第37条の14の２第４項第１号に掲げる事由　非課税移管等

⑵　法第37条の14の２第４項第２号に掲げる事由　相続等

⑶　法第37条の14の２第４項第３号に掲げる事由　基準年以後払出し

⑷　当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は継続管理勘定への移管　勘定移管

⑸　法第37条の14の２第６項に規定する契約不履行等事由　契約不履行等事由

ロ　「譲渡対価の額又は払出し時の金額」の項には、譲渡による払出しの場合にはその譲渡対価の額を、譲渡以外の事由による払出しの場合には法第37条の14の２第４項に規定する払出し時の金額を、それぞれ記載すること。

⑹　「口座内の配当等の交付状況」の欄には、その年中に当該未成年者口座において交付された未成年者口座内上場株式等の配当等について、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定又は継続管理勘定ごとの未成年者口座内上場株式等の種類別及び銘柄別に次のように記載すること。

イ　「種類」の項には、それぞれ次のように記載すること。

⑴　株式（投資口を含む。以下３において同じ。）について数種の株式がある場合には、優先株、後配株のように記載すること。

⑵　投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）又は特定受益証券発行信託の受益権である場合には、株式等証券投資信託、非公社債等投資信託、オープン型証券投資信託、特定株式投資信託、特定不動産投資信託、特定受益証券発行信託のように記載すること。

⑶　法人課税信託の受益権である場合には、特定投資信託、特定目的信託、その他法人課税信託のように記載すること。

⑷　国外において発行された株式、投資信託の受益権、特定受益証券発行信託の受益権又は法人課税信託の受益権である場合には、⑴から⑶までの記載のほか、「国外」と記載すること。

ロ　「その年中に交付を受けた配当等の額」の項には、当該未成年者口座内上場株式等の配当等の額の合計額を記載すること。

ハ　「その年中に交付を受けた特別分配金の額」の項には、第18条の15の11第２項第６号ロに掲げる収益の分配の額の合計額を記載すること。

⑺　「課税対象所得等の状況」の欄には、次のように記載すること。

イ　「課税未成年者口座内の預貯金及び預り金の残高」の項には、当該未成年者口座と同時に設けられた法第37条の14の２第５項第５号に規定する課税未成年者口座に、その年12月31日（その者が死亡した日の属する年にあつては、その死亡の時）において預入れ又は預託がされている金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を記載すること。

ロ　「課税対象となる配当等に関する事項」の欄には、次のように記載すること。

⑴　「交付を受けた配当等の額の合計額」の項には、法第37条の14の２第６項に規定する契約不履行等事由（以下この表において「契約不履行等事由」という。）が生じたことにより、法第９条の９第２項の規定により同条第１項の規定の適用がなかつたものとみなされた未成年者口座内上場株式等の配当等の額の合計額を記載すること。

⑵　「特別分配金の額」の項には、未成年者口座を設定した日から当該契約不履行等事由が生じた日までの間に当該未成年者口座において交付を受けた所得税法第９条第１項第11号に掲げる収益の分配の額の合計額を記載すること。

⑶　「外国所得税の額」の項には、当該未成年者口座内上場株式等の配当等につきその支払の際に課された第18条の15の11第２項第９号に規定する外国所得税の額の合計額を記載すること。

ハ　「課税対象となる譲渡所得等に関する事項」の欄には、次のように記載すること。

⑴　「譲渡対価の額の合計額」の項には、契約不履行等事由が生じた未成年者口座に係る法第37条の14の２第８項第１号に掲げる金額を記載すること。

⑵　「取得対価の額及び譲渡に要した費用の額の合計額」の項には、法第37条の14の２第８項第２号に掲げる金額を記載すること。

⑻　その年中に契約不履行等事由が生じたことにより法第９条の９第１項の規定の適用がなかつたものとみなされた未成年者口座内上場株式等の配当等がある場合には、「口座内の配当等の交付状況」の欄の記載方法に準じて、当該未成年者口座を設定した日から当該契約不履行等事由が生じた日までに交付した未成年者口座内上場株式等の配当等について「種類」、「銘柄」、「交付を受けた配当等の額」及び「交付を受けた特別分配金の額」を記載した明細書を作成し、添付すること。

⑼　当該未成年者口座において施行令第25条の13の８第17項において準用する施行令第25条の13第10項各号に規定する事由により取得をした未成年者口座内上場株式等の受入れがあつた場合には、当該取得に係る同項各号に規定する事由及び当該事由が生じた年月日並びに当該取得をした未成年者口座内上場株式等の種類及び銘柄（当該取得をした未成年者口座内上場株式等の種類又は銘柄と当該取得の基因となつた未成年者口座内上場株式等の種類又は銘柄とが異なる場合には、当該取得の基因となつた未成年者口座内上場株式等の種類及び銘柄並びに当該取得をした未成年者口座内上場株式等の種類及び銘柄）を「摘要」の欄に記載すること。

⑽　当該未成年者口座につき次に掲げる書類の提出があつた場合には、その旨及び当該書類の区分に応じそれぞれ次に定める事項を「摘要」の欄に記載すること。

イ　施行令第25条の13の８第17項において準用する施行令第25条の13の２第１項に規定する未成年者口座異動届出書（住所の変更に係るものに限る。）　その提出年月日及び当該未成年者口座異動届出書を提出した者に係る変更前の住所

ロ　法第37条の14の２第20項に規定する未成年者口座廃止届出書　その提出年月日

ハ　施行令第25条の13の８第17項において準用する施行令第25条の13の５に規定する未成年者口座開設者死亡届出書　その提出年月日及び当該未成年者口座開設者死亡届出書に係る第18条の15の10第17項において準用する第18条の15の７第２項第２号に規定する被相続人の死亡年月日

⑾　当該未成年者口座につき施行令第25条の13の８第17項において準用する施行令第25条の13の４第２項の規定により同項に規定する未成年者口座廃止届出書の提出があつたものとみなされることとなる場合には、その旨及び当該みなされることとなつた日並びに同条第１項に規定する未成年者出国届出書の提出年月日を「摘要」の欄に記載すること。

⑿　この報告書を提出する第18条の15の11第１項の金融商品取引業者等に係る業界コードが明らかな場合には、当該業界コードを「摘要」の欄に記載すること。

⒀　納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。

４　この報告書を未成年者口座年間取引報告書として使用する場合において、「課税対象所得等の状況」の欄に記載すべき事項については、当該事項を記載した書面（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４に準ずる。）の添付をもつて同欄の記載に代えることができる。